

入院における食事療養費の改訂について

平素より、当院の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、厚生労働省より食事療養費標準負担額の改訂通知がございましたので、
お知らせいたします。

令和7年4月1日分より改訂後の金額となりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2025年4月1日より

2. 改定内容

区分	標準負担額（食費：1食あたり）	
	3月31日まで	4月1日以降
一般の方	490円	510円
難病患者、小児慢性特例疾病患者の方 （住民税非課税世帯を除く）	280円	280円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日までの方	230円	240円
住民税非課税世帯の方で 過去1年間の入院日数が 90日を超えている方	180円	190円
住民税非課税世帯に属し かつ所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者の方	110円	110円

※住民税非課税世帯の方は、限度額適用認定証を申請することで、区分オ・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの認定証が発行されます。発行された認定証を当院窓口に提示することで、一般の食事療養費自己負担額から減額をすることができます。

以上